

令和6年6月20日
資料提供
日高振興局と同時提供

【問い合わせ先】
河川課河川企画班 殿井、木村、中尾
TEL：073-441-3134
日高振興局建設部河港課 河尻、吉田
TEL：0738-24-2924

西川の特定都市河川指定に向けた説明会を開催します

和歌山県では、気候変動の影響により激甚化・頻発化する水災害に対応するため、流域のあらゆる関係者が協働して水災害対策を行う流域治水の取組を進めています。

二級河川日高川の支川である西川について、「特定都市河川浸水被害対策法」に基づく特定都市河川の指定による取組の推進を目指しており、このたび、同法に関する説明会を開催します。

1. 日 時 令和6年7月12日（金） 14：00～
19：00～ （内容は同じです）
2. 場 所 御坊市民文化会館 小ホール（御坊市藪 258 番地の2）
3. 説明会の内容
 - ・ 特定都市河川浸水被害対策法の概要
 - ・ 特定都市河川指定による整備推進
 - ・ 流域内の開発行為（雨水浸透阻害行為）に必要な流出抑制対策
4. その他

事前申込は不要ですが、駐車台数に限りがありますので、徒歩や自転車、公共交通機関、自家用車の乗り合わせなど御協力をお願いします。

大雨警報発令時などの荒天時は、説明会を中止（延期）します。県河川課ホームページ (<https://www.pref.wakayama.lg.jp/prefg/080400/d00217097.html>) をご確認ください。

<特定都市河川浸水被害対策法>

令和3年に整備された流域治水関連法の中核をなす制度で、ハード・ソフト一体となった治水対策を強力に推進することが可能になるため、全国的に法指定や指定に向けた検討が進められています。

法指定すると、河川改修などのハード整備の推進に加えて、流域における 1,000m² 以上の開発行為（雨水浸透阻害行為）に対して、流出雨水量を増大させないようにするための対策工事（雨水貯留浸透施設の設置）が必要となり、流域の浸水被害の防止・軽減が図られます。

